

# 市・県民税の申告

問合せ 課税課 ☎9113

市県民税の申告は市役所、各支所へ  
市県民税の申告書は、期限内に早めに提出しましょう。

## 市県民税の申告が必要な人

区分	条件
市県民税の申告が必要な人	平成26年1月1日現在、本市に住んでいた人で、平成25年中（平成25年1月～12月）に所得のあった人（「所得」とは、総収入から必要経費を引いた残りです）
市県民税の申告が必要ない人	・ 税務署に所得税の確定申告書を提出した人 ・ 給与や公的年金などのみの所得者で、勤務先や公的年金などの支払者から支払報告書（源泉徴収票）が市へ提出されている人（医療費控除などを追加で受ける場合は申告が必要です）  ※税制改正により、公的年金所得者が寡婦（寡夫）控除を受ける場合、年金保険者に提出する「扶養親族等申告書」に「寡婦（寡夫）」の申告をしていれば、市県民税の申告は不要となりました

## 申告に必要なもの

- ①所得金額を証明する書類（源泉徴収票、収支内訳書など）
  - ②社会保険料の領収書、生命保険料・個人年金保険料・地震保険料・長期損害保険料の支払証明書など
  - ③医療費控除を受ける人は、医療費などの領収書（必ず病院ごと、個人ごとにまとめて、集計しておいてください）
  - ④印鑑（ゴム製不可）
- ※①～③は平成25年中（平成25年1月～12月）のものに限る

## 市県民税の申告相談日程

※土・日曜日を除く

とき	受付時間	ところ
2月17日(月)～3月17日(月) ※市役所1階会場は2月3日(月)から行います	8時30分～17時	市役所1階 申告相談会場 佐伯支所2階 申告相談会場 大野支所3階 申告相談会場
2月19日(水)、2月26日(水)、 3月5日(水)、3月12日(水)	9時～16時	吉和支所1階 申告相談会場
2月20日(木)、2月27日(木)、 3月6日(木)、3月13日(木)	9時～16時	宮島支所1階 申告相談会場

## 公的年金などを 受給している方へ

－年金所得者の申告不要制度－

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。

ただし、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

なお、公的年金などに係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

## 納付期限と振替納税の利用

納付には便利な振替納税を利用してください。

振替納税を申し込む場合は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を3月17日(月)までに税務署に提出してください。

●平成25年分申告所得税および復興特別所得税の法定納期限  
3月17日(月)

●平成25年分消費税および地方消費税（個人事業者）の法定納期限  
3月31日(月)

## 申告書の作成は、 国税庁ホームページの 「確定申告書等作成コーナー」で

画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータは、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。

※e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要）、ICカードリーダライタの購入など、事前準備が必要です

## 「e-Tax」を利用して申告すると

### 1 添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容（病院などの名称、支払金額など）を入力して送信することにより、これらの書類の提出または提示を省略することができます。（法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります）。

### 2 還付がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています（3週間程度に短縮）。

### 3 24時間いつでも利用可能

所得税および復興特別所得税の確定申告期間中は24時間いつでも利用可能です（ただし、メンテナンス時間を除く）。

# 所得税

## および復興特別所得税の申告

問合せ 廿日市税務署（音声ガイダンス） ☎1217

## 所得税および復興特別所得税の申告会場

とき 2月17日(月)～3月17日(月)

※還付申告の場合は、1月6日(月)以降申告書を提出することができます。来場は公共交通機関を利用してください

## 廿日市税務署（廿日市市新宮1-15-40）

相談時間 9時～17時（受付8時30分～16時）

※土・日曜日を除く

## 「NTTクレドホール」基町クレド・パセーラ11階

（広島市中区基町6-78）

相談時間 9時～17時（受付9時～16時）

※土・日曜日を除く

休日受付 2月23日(水)、3月2日(月)

9時～17時（受付9時～16時）

## 所得税および復興特別所得税の申告が必要な人

所得の種類	申告が必要な人
事業所得や不動産所得などがある場合	平成25年分の所得金額の合計が、所得控除の合計額を超える人
給与と所得がある場合	①給与の年収が2千万円を超える人 ②給与・退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える人 ③給与を2カ所以上から受け取り、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与・退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人
保険金を受け取った場合	保険金が死亡か満期によるものか、誰が保険料を負担していたかなどにより課税方法が異なります。税務署に相談してください。

# 確定申告はお早めに！

みんなが  
手を  
つなぐ  
ために

問合せ  
人権・男女  
共同推進課  
☎9136

## 同和問題はなくなったのか

「最近、同和問題という言葉あまり聞かなくなりましたが、この問題はもうなくなったのか？」という声を聞くことがあります。本当にこの問題は、なくなったのでしょうか。

### 33年間にわたる特別対策の成果

ご存じのように、同和問題は歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的・社会的・文化的に低い状態におかれ、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、わが国固有の人権問題です。

この問題の解決を図るため、国は地方公共団体とともに、昭和44年以来33年間、特別措置法に基づき地域改善対策を行ってきました。その結果、環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げました。また、この間の啓発活動などにより、「差別はいけない」という認識は広がり、差別をなくしていこうという意識も以前よりは確実に強まっています。

### 残された課題

しかし、心理的差別の解消に向けては、まだまだ課題が残されています。いまだ結婚相手を決める時に相手方の身元調査を

することが当然のように思う人がいるなど、結婚問題を中心とする差別事案も後を絶っていません。また、戸籍や住民票をはじめ、さまざまな個人情報をも不正に入手し、売買されるという事件も起きています。さらに最近では、インターネットによって私たちの暮らしは便利で豊かなものになってきましたが、その反面、露骨な差別的表現や人格を否定する表現などの書き込みがなされ、またそれが放置されているという怖い状況が見られます。残念なことですが、同和問題はまだ解決しているとはいえないのです。

### 行政の取り組む意味

インターネット上での悪質な書き込みに対しては、それを防止するための法律の制定を求める動きが出ています。法ができたから差別がなくなるわけではありませんが、法によって差別は社会悪だという認識づけをする。また、法まで高めることによって、人権とはそれほど大切なものであると国民に意識づけることが重要であるという考えからの動きです。こうした観点に立ち、廿日市市でも、人権教育・人権啓発指針を示し、さまざまな人権問題へ取り組まれています。

それぞれの人権問題に軽重や優先順位はありませんが、どの問題も早急に解決していかなければならない問題なのです。同和問題は、33年間続いた特別措置法の失効に伴い、現在では特別施策ではなく、一般施策の中で人権問題の重要課題の一つとして、その解決に向けての取り組みが進められています。

参考資料▼「廿日市市人権教育・人権啓発指針」平成20年3月 廿日市市▼「人権の擁護」平成23年度版 法務省人権擁護局